

高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3）

第170回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高年齢労働者をめぐる現状について

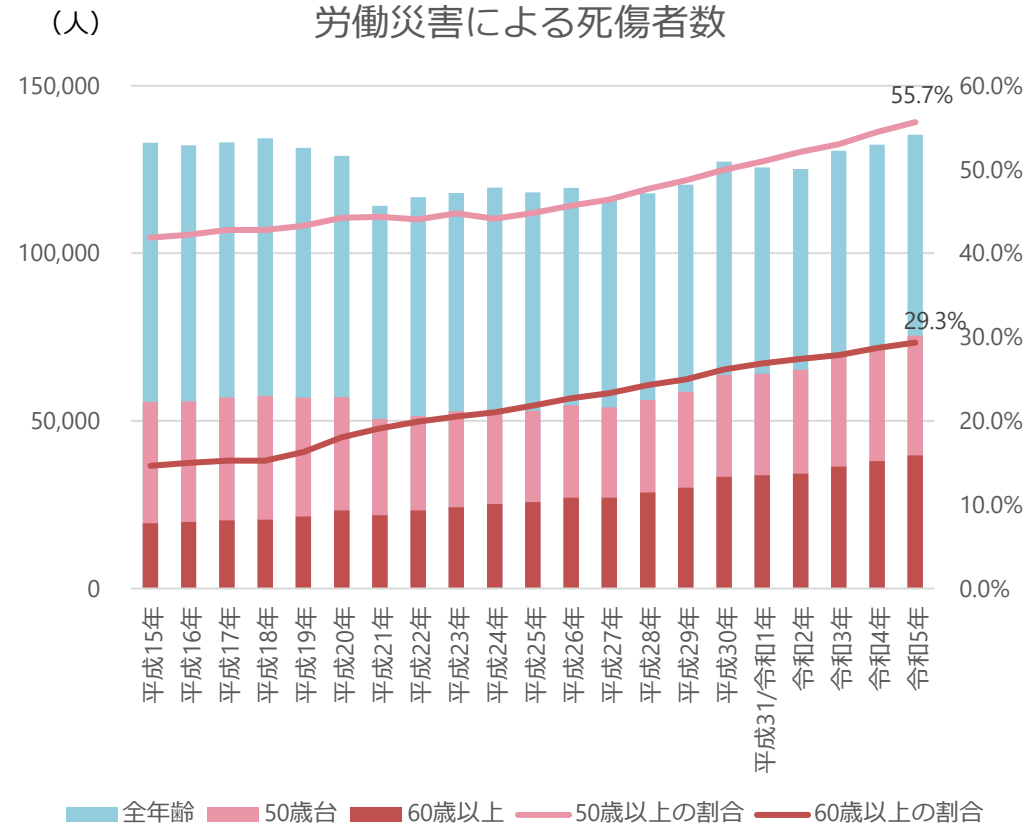
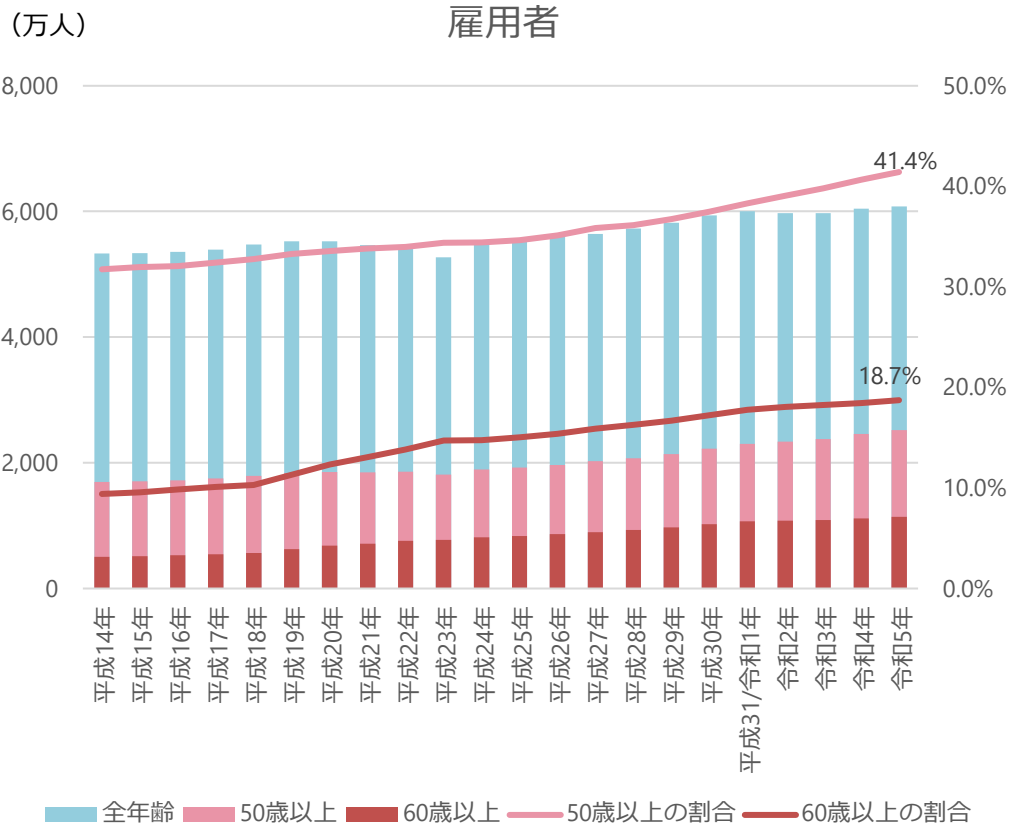
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年齢別の労働者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、**雇用者全体に占める50歳以上の労働者の割合は41.4%、60歳以上の労働者の割合は18.7%(令和5年)**となっている。また、死傷者数（休業4日以上）に占める50歳以上の労働者の割合は**55.7%(同)**、60歳以上の高齢者の割合は**29.3%(同)**となっている。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は2040年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は2040年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあって、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

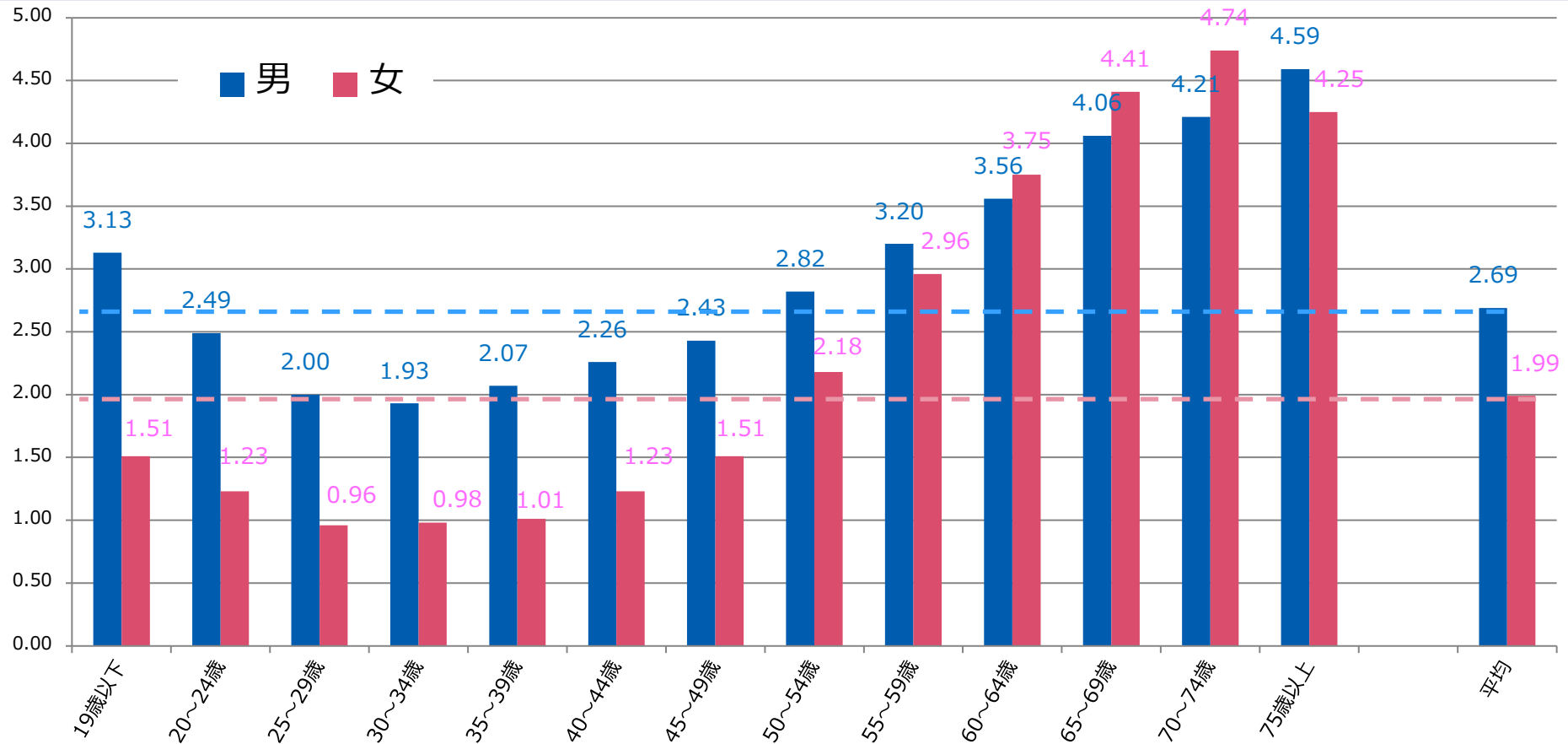
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

他方で、高年齢労働者の労働災害の増加に歯止めがかかっていない。特に、**高年齢労働者の労働災害発生率が高い**。死傷千人率を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50歳を超えてくると全年齢平均の千人率を上回り、年齢が高くなることに応じ、千人率が大きく上昇していく傾向にある。



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000

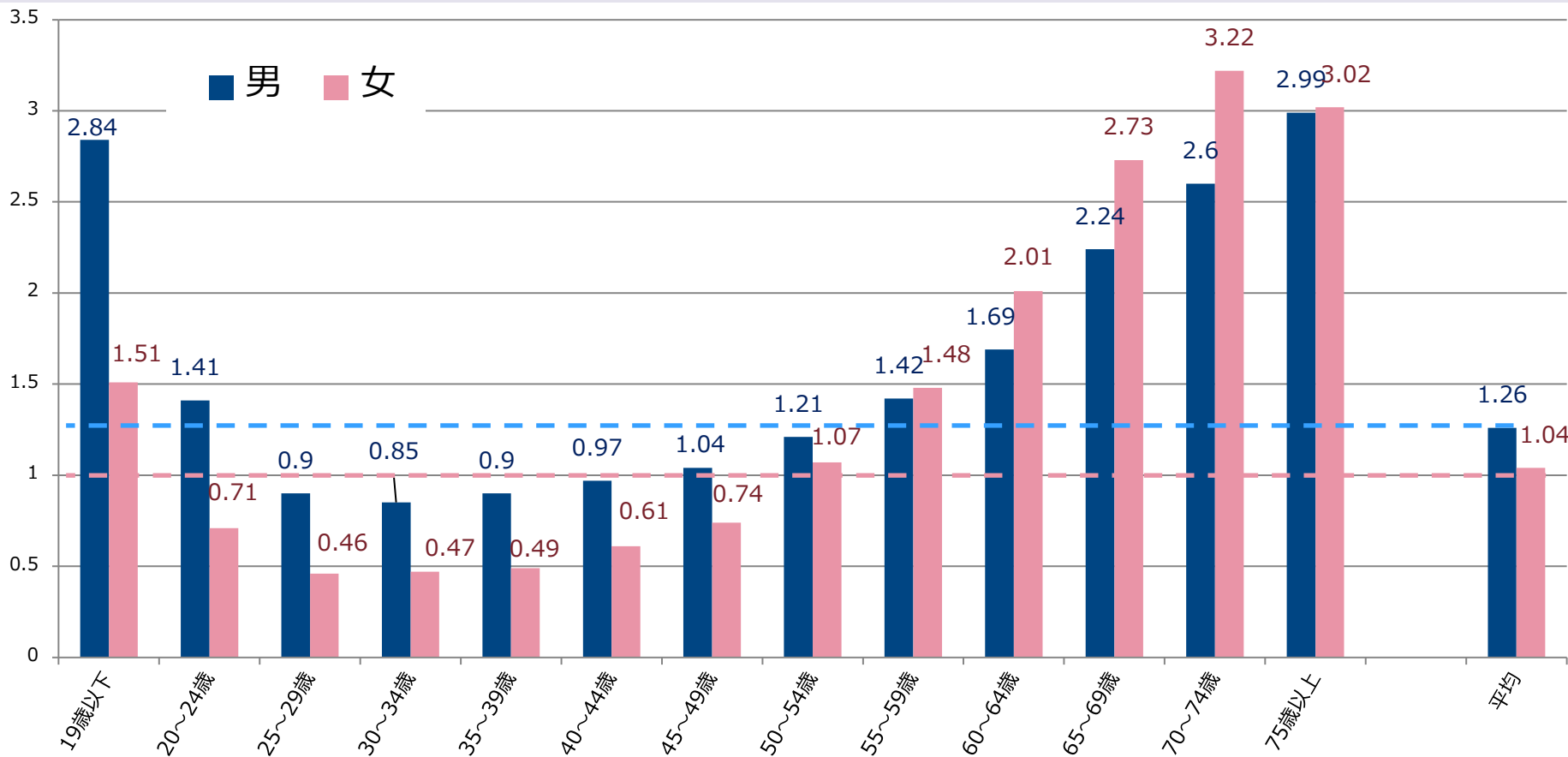
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷度数率）

休業4日以上死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男女ともに、55歳以上で全年齢平均の度数率をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、顕著に上昇していく傾向がある。千人率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の労働時間が、60歳未満と比較して相対的に少ないことによるものである。



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

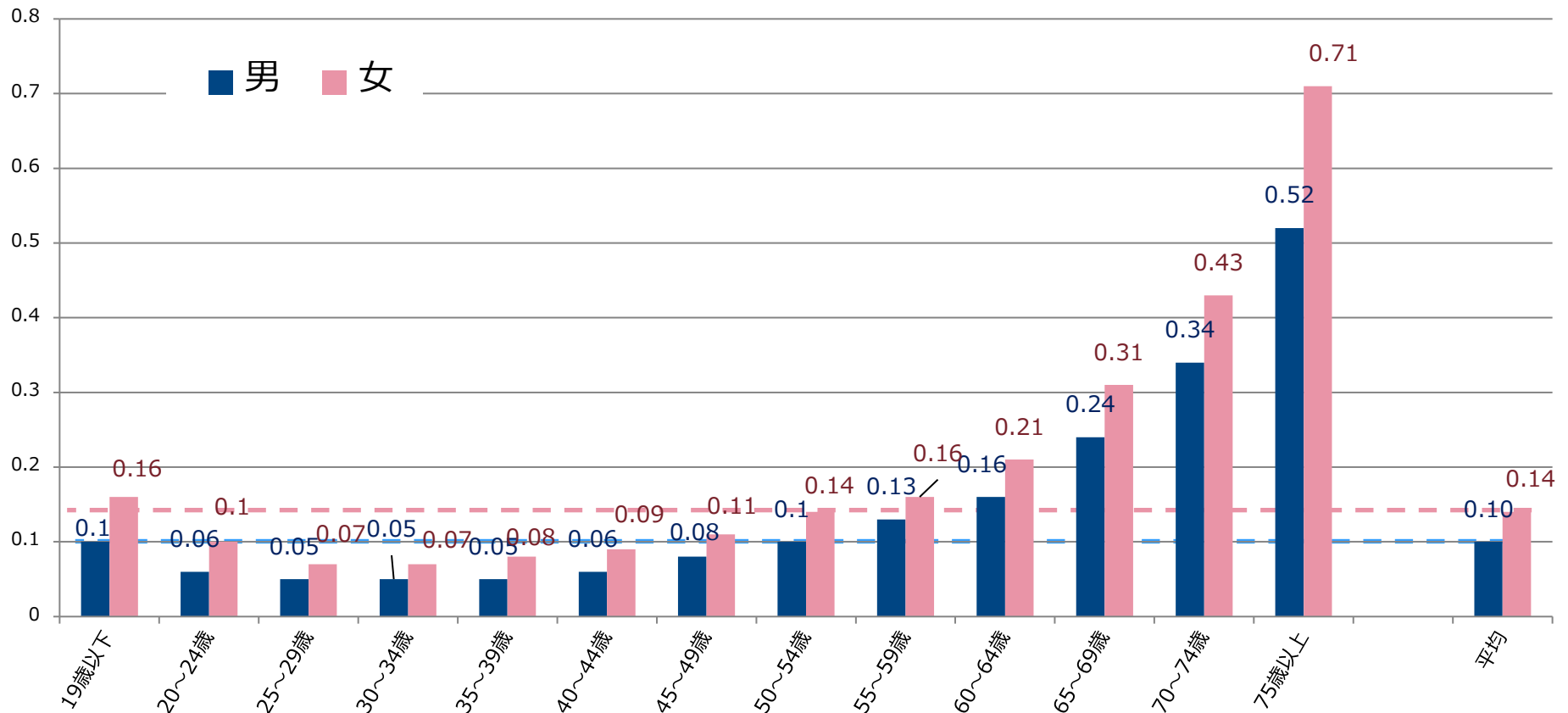
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和5年、休業4日以上) ※強度率に相当する数値

1,000延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業4日以上）は、男女ともに、55歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、（千人率・度数率と比較して）顕著に上昇していく傾向がある。また、19歳以下が千人率・度数率と比較して顕著に低い。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

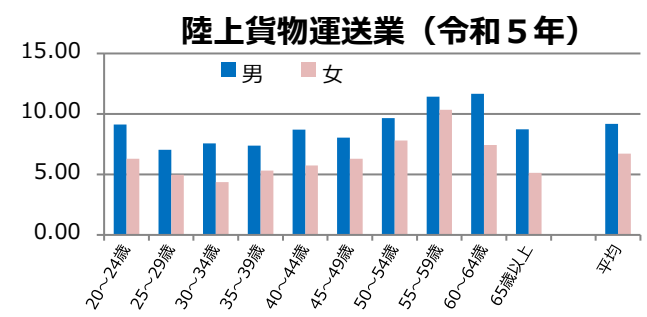
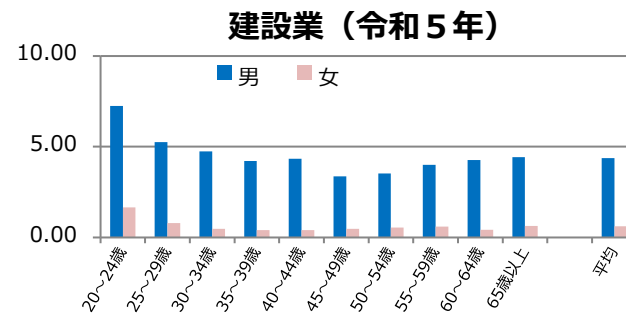
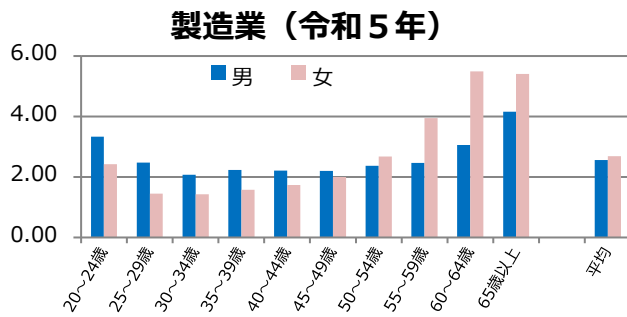
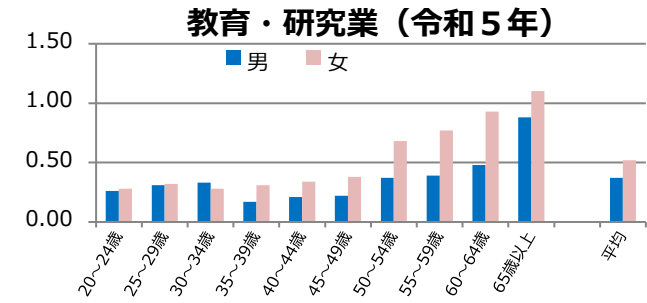
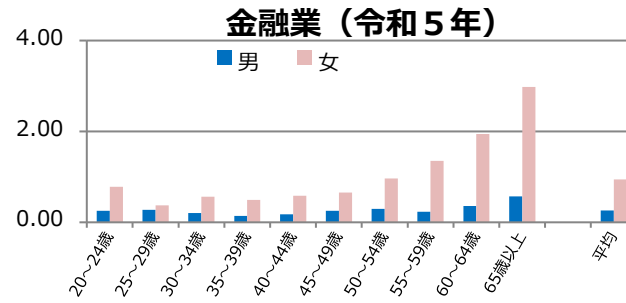
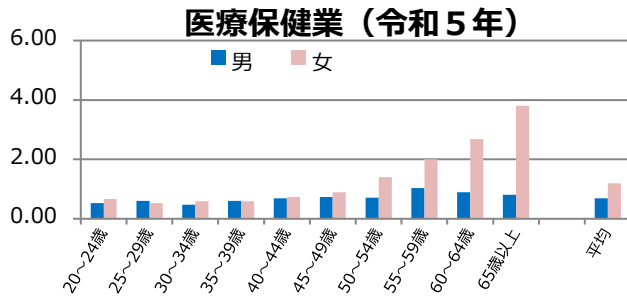
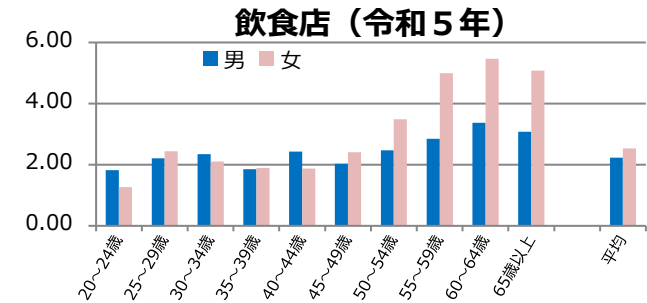
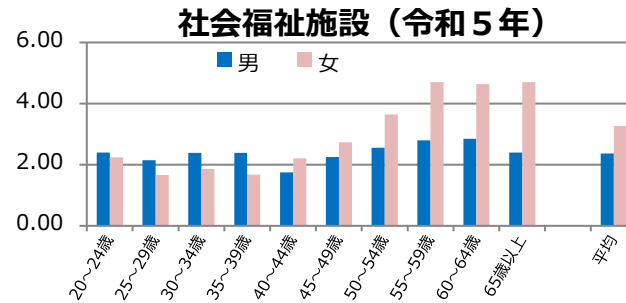
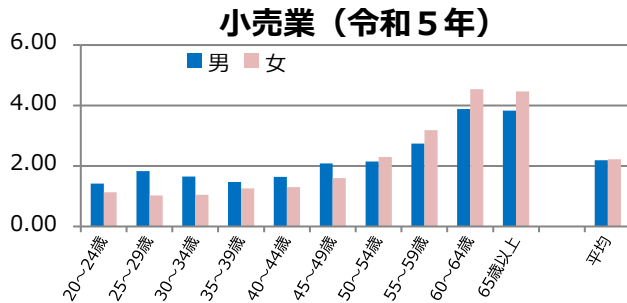
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率 (主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

- 第三次産業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。
- 製造業、建設業、陸上貨物運送事業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。



データ出所：千人率 = 労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

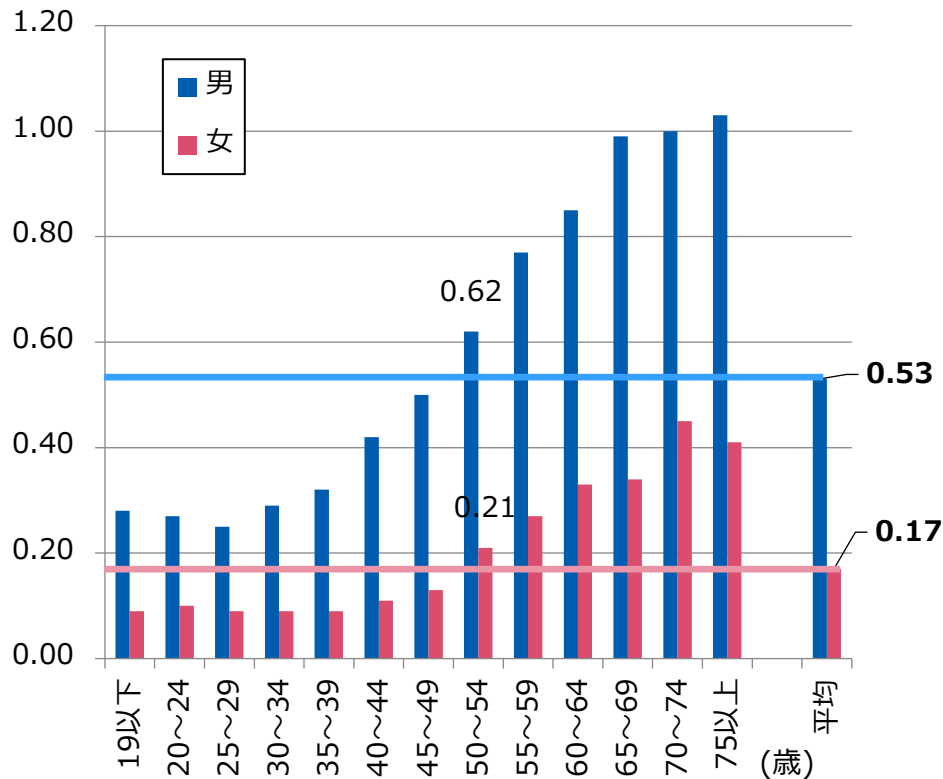
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

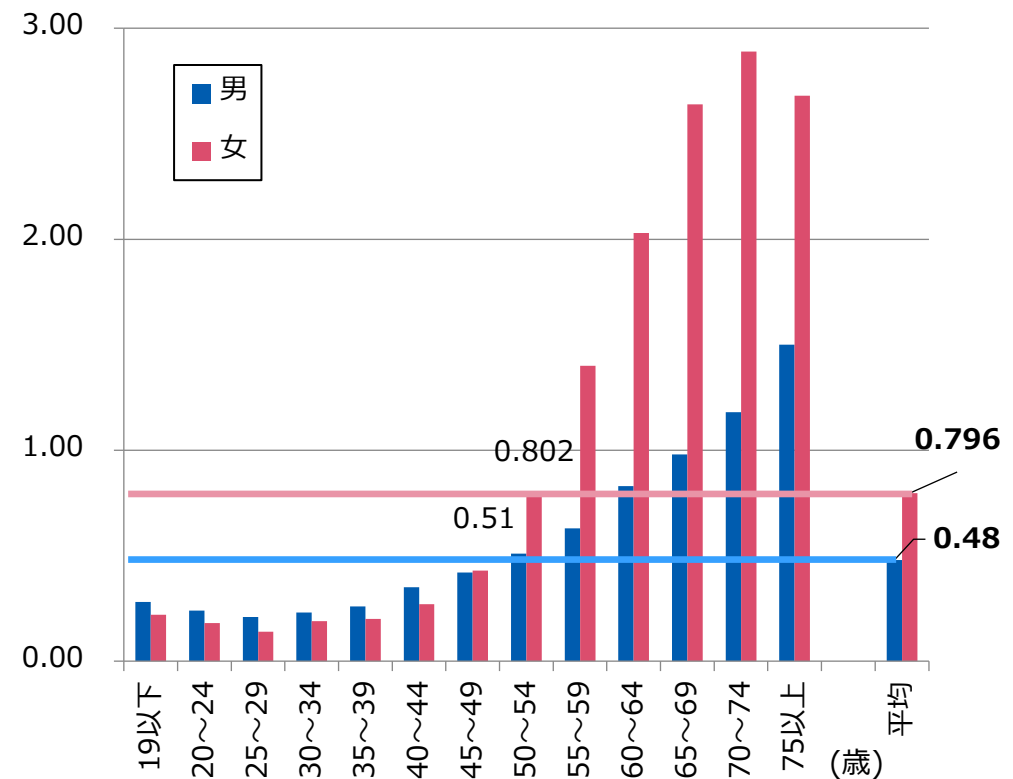
性別・年齢層別労働災害発生率（事故の型別、令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

高齢層の千人率の大幅な上昇には、墜落・転落、転倒の千人率の上昇が大きく寄与している。

墜落・転落



転倒

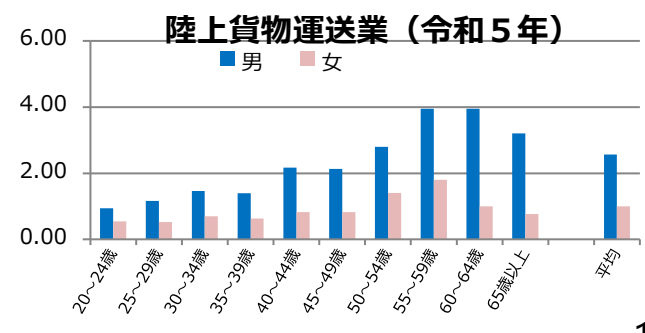
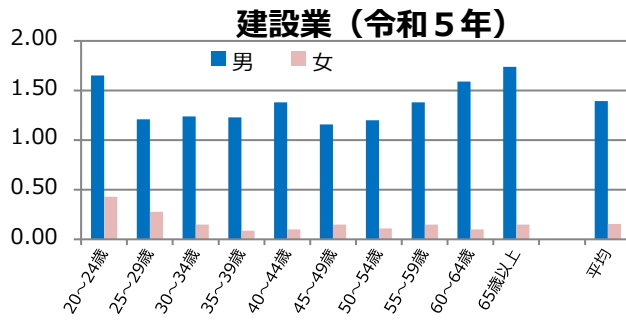
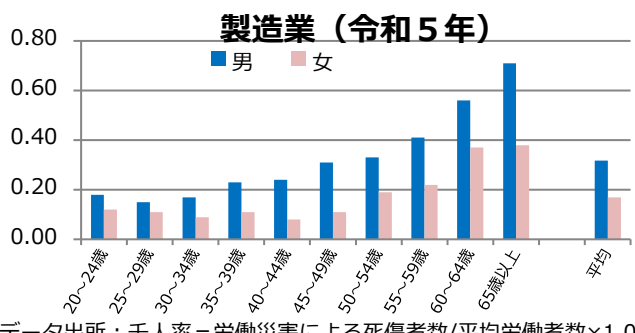
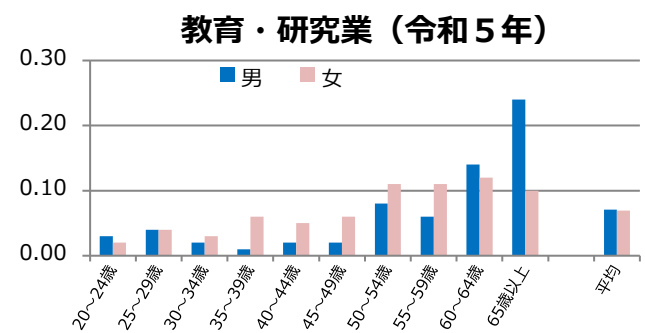
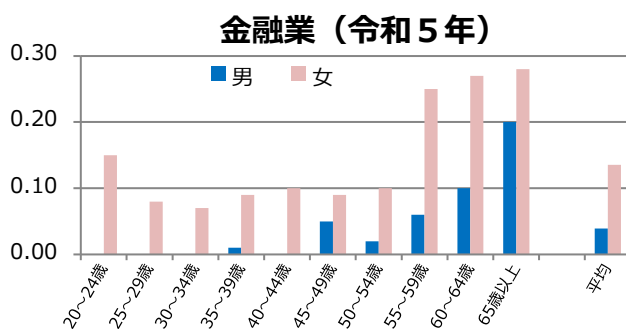
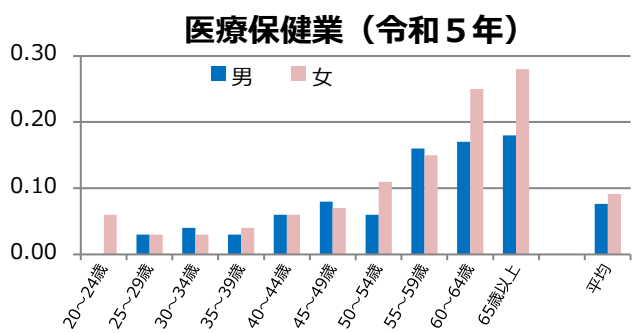
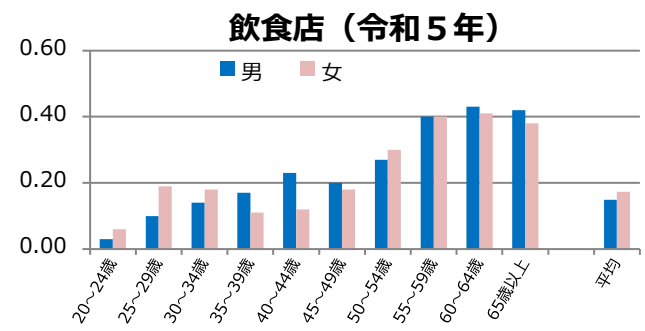
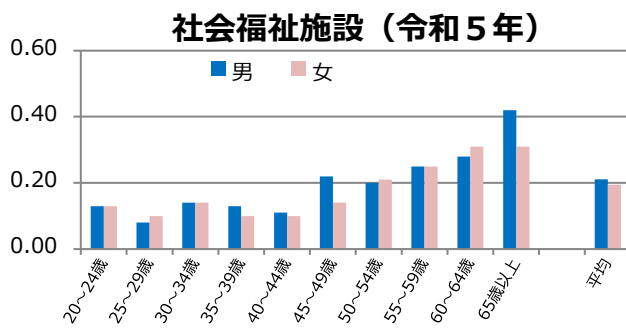
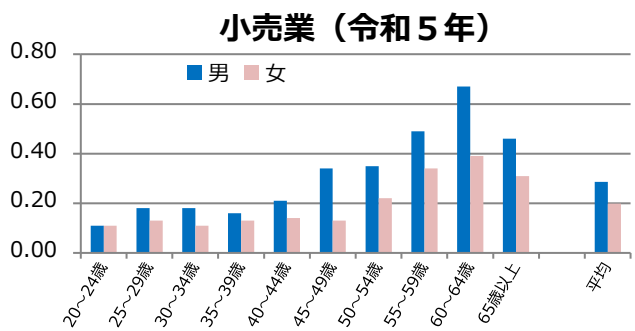


データ出所：千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 : 死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年） ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 : 労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

墜落・転落 業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

(主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

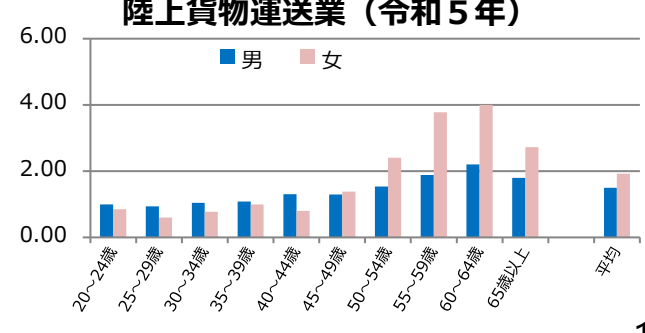
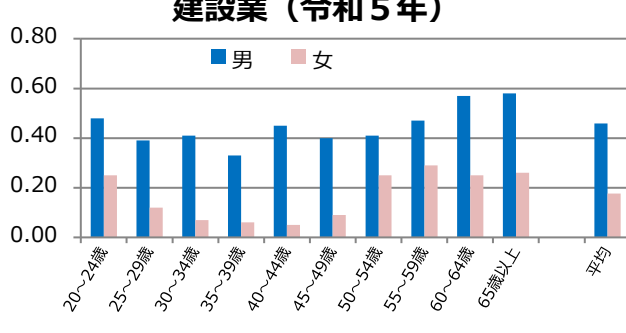
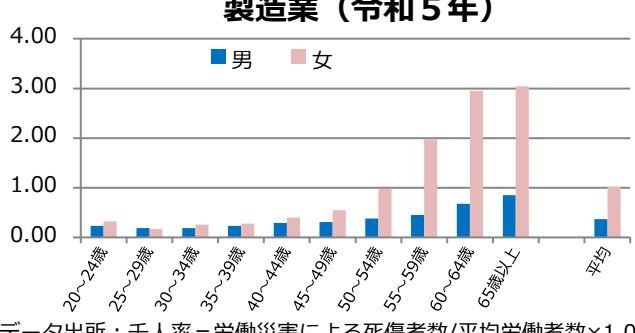
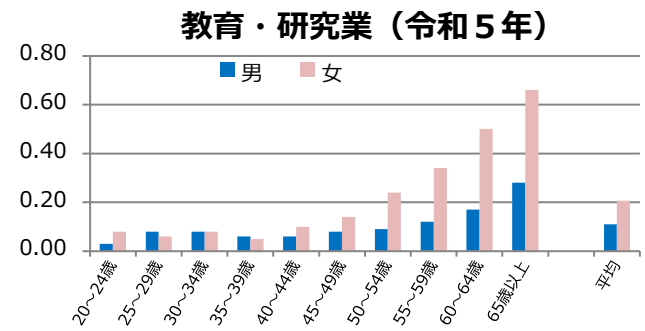
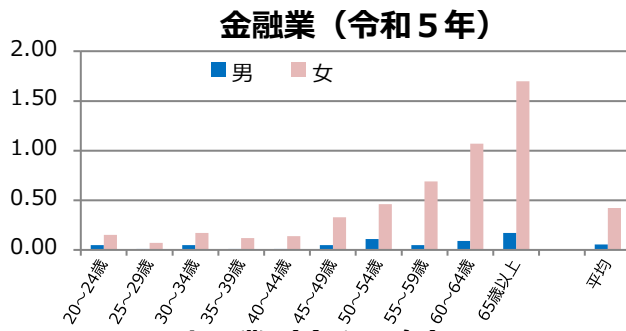
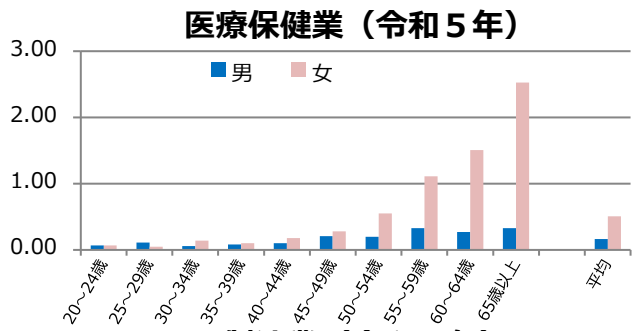
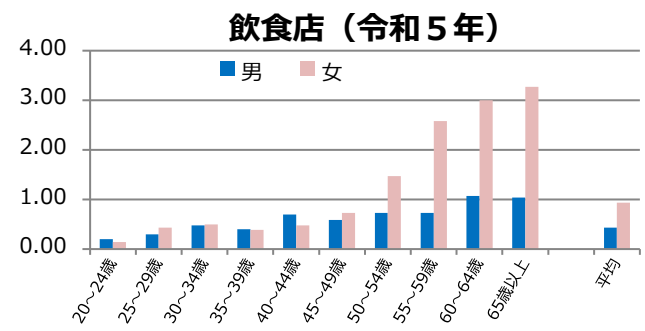
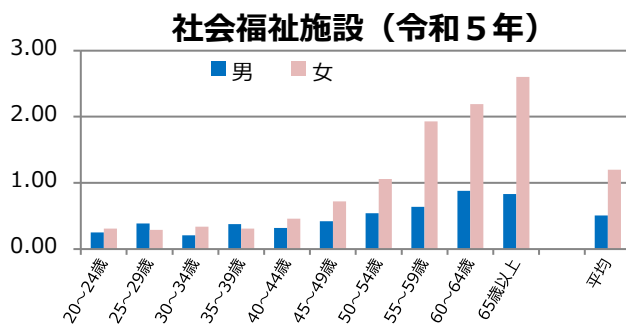
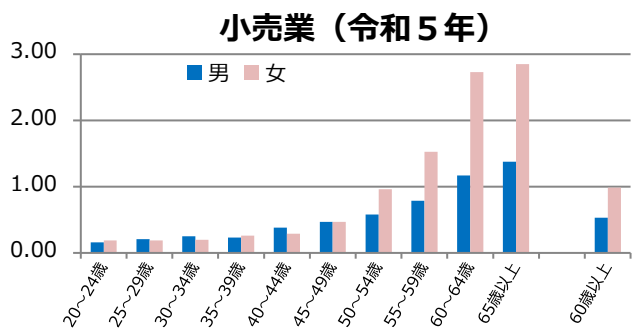
- 第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送業についてみると、業種によって墜落・転落災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。男女比は、業種によって異なる。



転倒 業種別・性別・年齢層別死傷年千人率

(主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上)

- 第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送業についてみると、業種によって転倒災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた**発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向**を示している。男女比は、業種によって異なる。

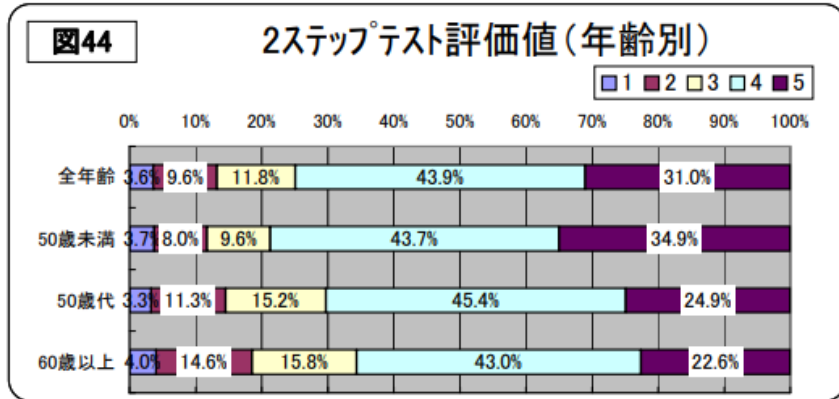


年齢別の身体機能の状況

年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに**評価値が低い者の割合が増加**し、60歳以上になるとそれが顕著となる。ただし、これらは平均であって、**個人によりばらつきが大きい**ことに留意する必要がある。

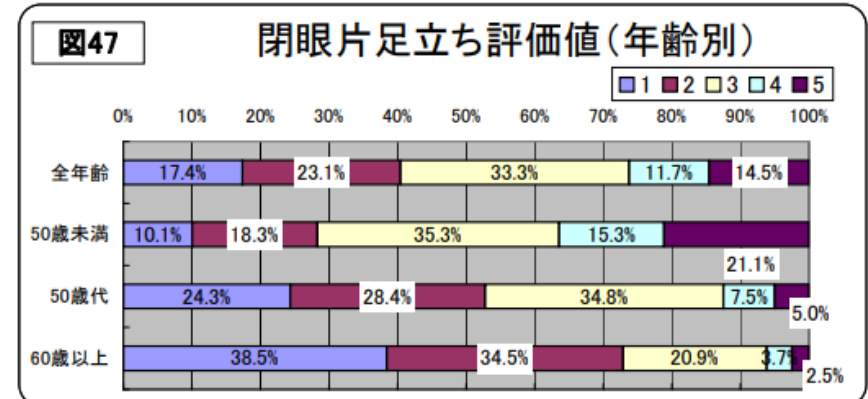
➤ 2ステップテスト

バランスを崩さずに進める最大の2歩幅の測定（歩行能力・下肢筋力）



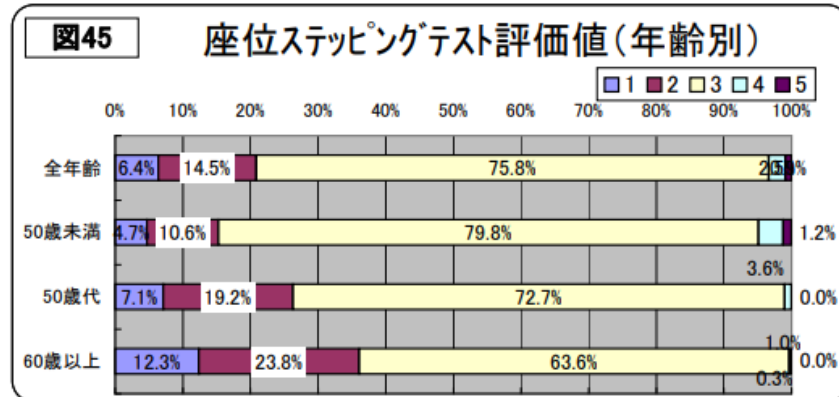
➤ 閉眼片足立ち

目を閉じた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



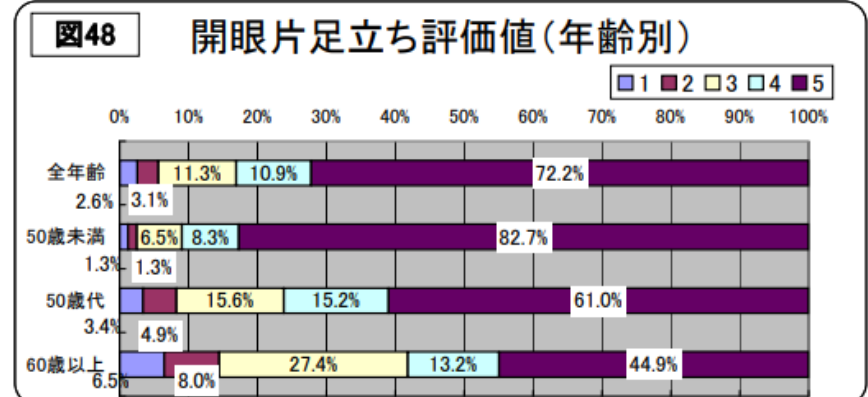
➤ 座位ステップングテスト

一定時間内に座位で足を動かせる回数の測定（下肢の敏捷性）



➤ 開眼片足立ち

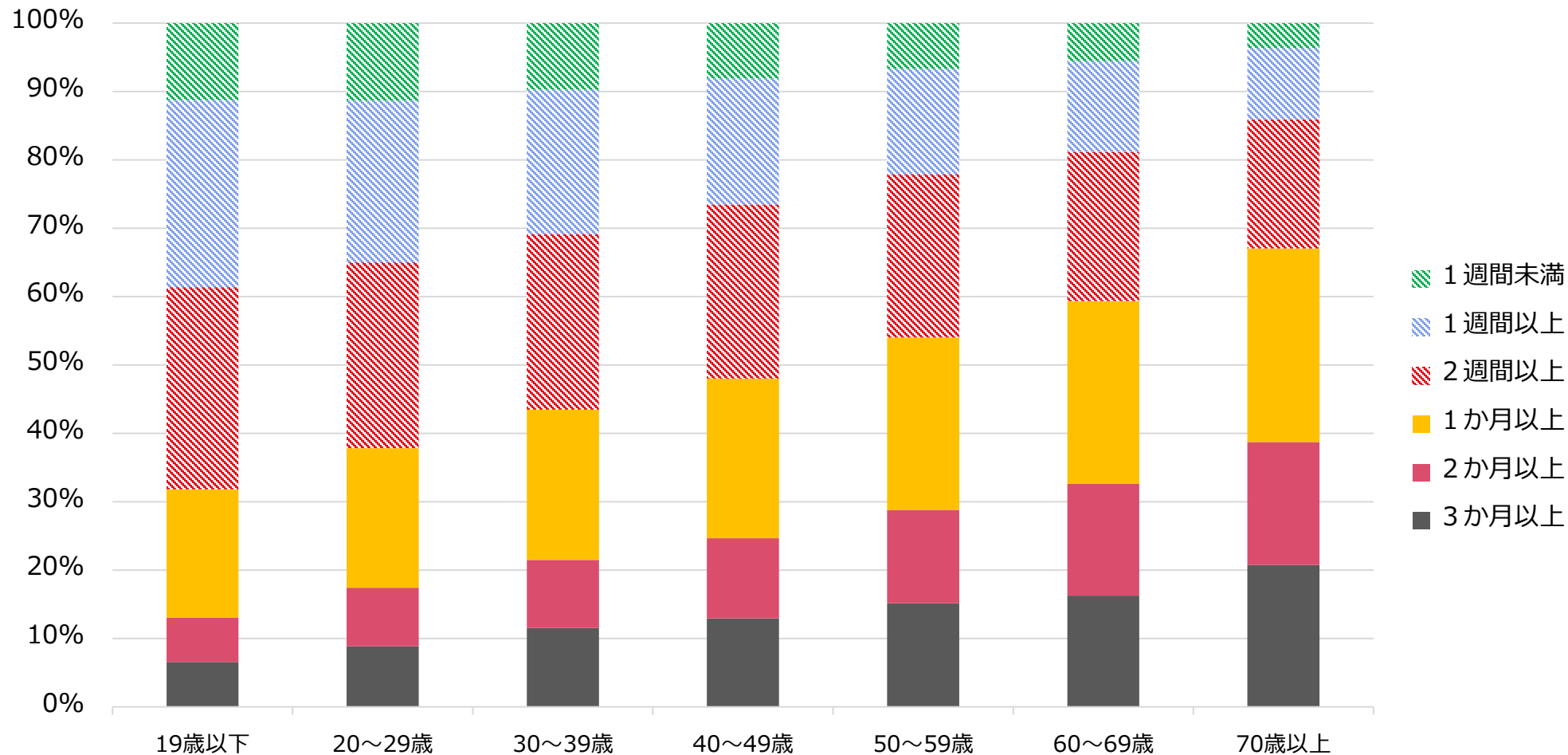
目を開けた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



※ 評価1～2がハイリスク、3～5がローリスク（5が最もリスクが少ない）を示す。

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）

休業見込み期間は、**年齢が上がるにしたがって長期間（重篤化）する傾向**がある。
加齢による**身体機能の低下**や**身体の頑健さの低下**が**原因**と推定される。



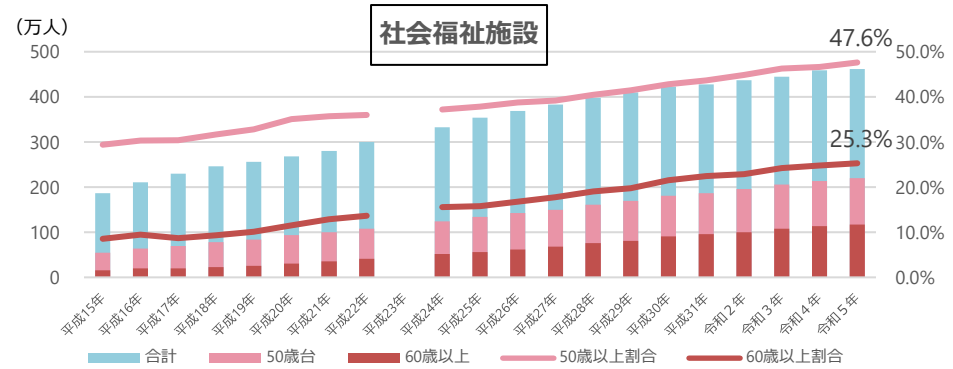
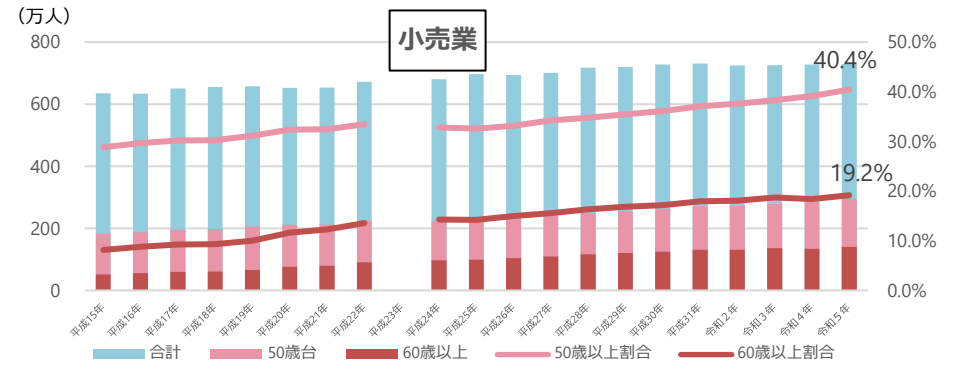
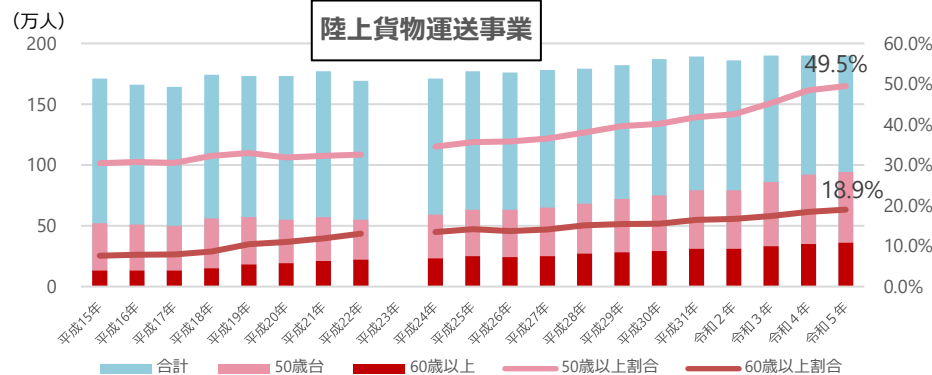
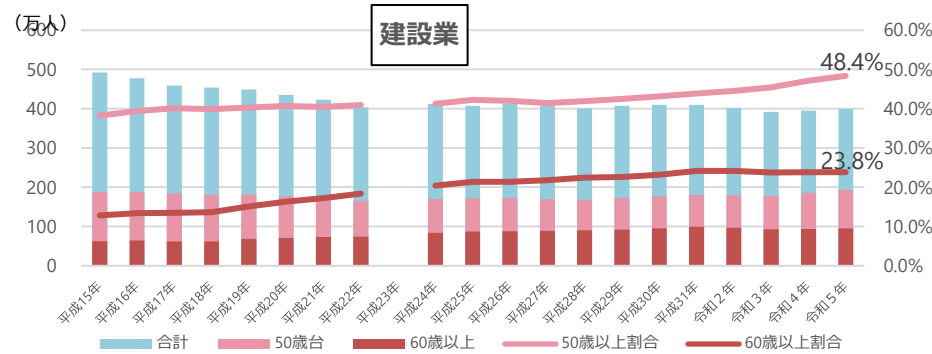
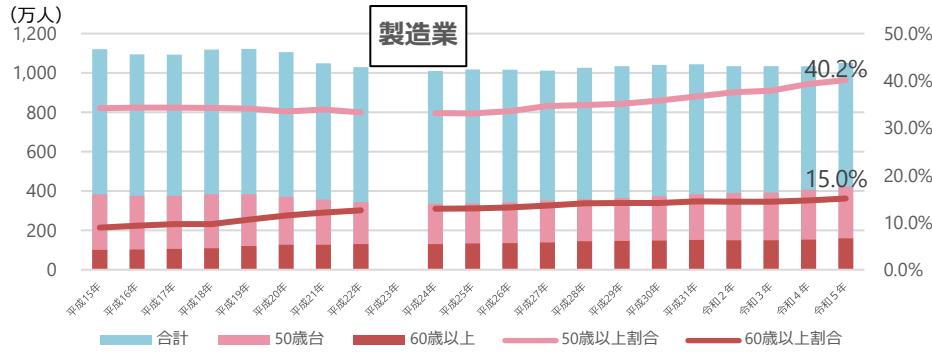
データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

産業別、年齢別の労働者割合の年別推移

高齢労働者は、**全ての業種**において、**人数、割合ともに経年で増加**している。このことは、従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高齢労働者が就く場合が増加していることを示す。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

※平成23年は東日本大震災の影響により調査結果の公表なし

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、**転倒**
↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因》 清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、**何もないところでつまづき**、**転倒**
↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

《労働災害の発生要因》 身体機能の低下。

<ケース③> 不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、**転落**
↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

高年齢労働者の労働災害防止対策の現状

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（**エイジフレンドリーガイドライン**）に基づく**取組が進んでいない**。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。**身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず**、その結果、そのような労働災害の**防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況**に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

【参考】エイジフレンドリーガイドラインの概要

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

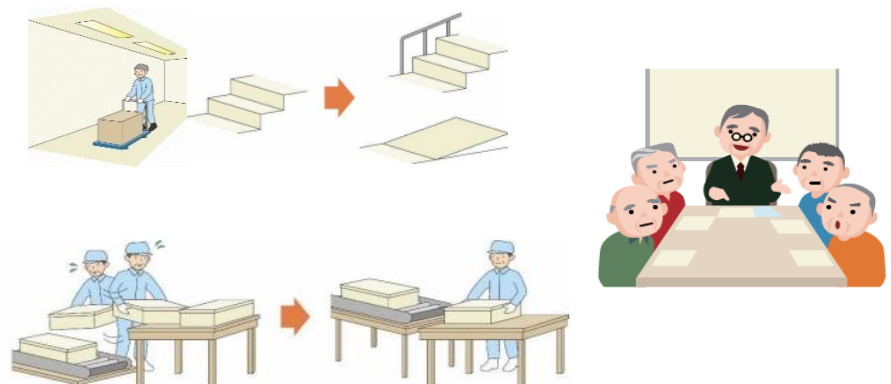
● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



高齢労働者の労働災害防止対策の中小企業への支援の概要 (エイジフレンドリー補助金)

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

■ 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4	上限額：30万円 (消費税を除く)

※注意事項※

- 複数コース併せての上限額は100万円です。
- 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース 【対象：60歳以上の労働者】



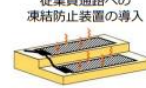
■ 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策


- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置(※1)
- ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)(※1)

※1 法令違反状態の解消を図るものではないこと
 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索
 (URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

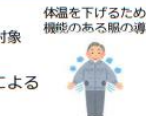
(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施



(ウ) 暑熱環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備(※2)
- ◆ 労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
 身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
 ★ 物品の購入はできません
 ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
 (メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



エイジフレンドリー補助金を受けた事業場に対するアンケート調査結果 業種別、補助対象の措置別、取り組み事業場の60歳以上の労働者の増減

- アンケートに回答した事業者で、最も多かった業種は製造業（48.1%）であり、最も多かった「墜落・転落」または「転倒」にかかる補助金の対象となる措置は、「階段等への手すりの設置」（38.0%）であった。
- 補助金を活用して「墜落・転落」または「転倒」の労働災害防止対策の措置を講じた事業場（以下「取り組み事業場」という。）のうち申請以降、39.9%が60歳以上の労働者が増加し、27.2%が減少したとしている。

アンケート結果概要

1 調査の時期

令和6年10月2日から同年10月15日まで

2 調査対象

令和2年度から令和5年度までの「エイジフレンドリー補助金」を活用し、補助金の対象となる「墜落・転落」または「転倒」にかかる労働災害防止措置を実施し、補助金が交付された事業者（60歳以上の労働者を雇用する中小企業事業者）

3 調査件数及び回答社数

調査件数：524社（発送数：569社（うち、配信不能：39社、調査対象外：6社））
回答社数：216社（対策実施事業場数：228事業場）、回答率：41.2%

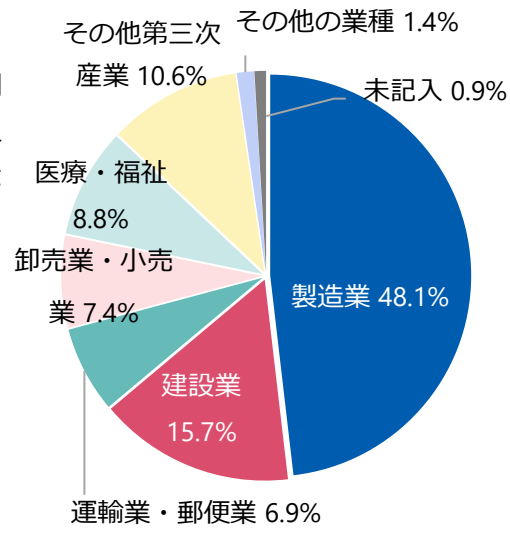
4 調査方法

補助金が交付された事業者宛にメールで、アンケート用紙を送付し、令和6年10月17日までに返信があったものを集計

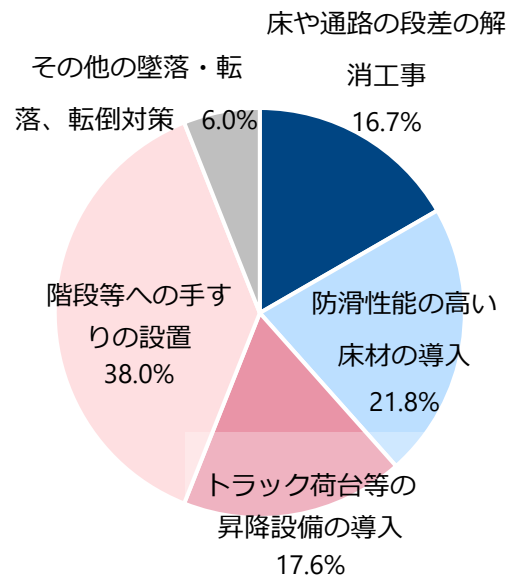
5 アンケートの内容

- ① 事業者の状況（企業全体の労働者数、60歳以上の労働者数、申請年、補助金が交付された労働災害防止措置）
- ② 事業場の状況（主な業種、申請時と現在の60歳以上の労働者数、申請年直近の3年間の労働災害の発生状況（休業4日以上、4日未満）、ヒヤリハット状況、労働災害防止に対する意識）

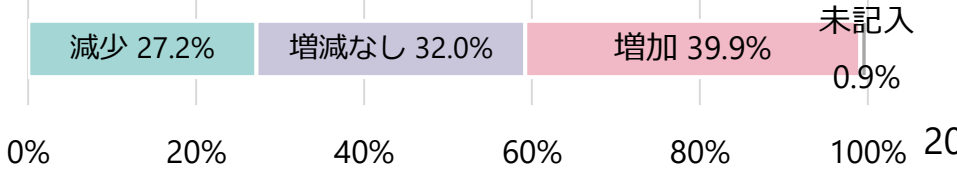
アンケート回答事業者の業種別割合



アンケート回答事業者の補助対象の措置別割合



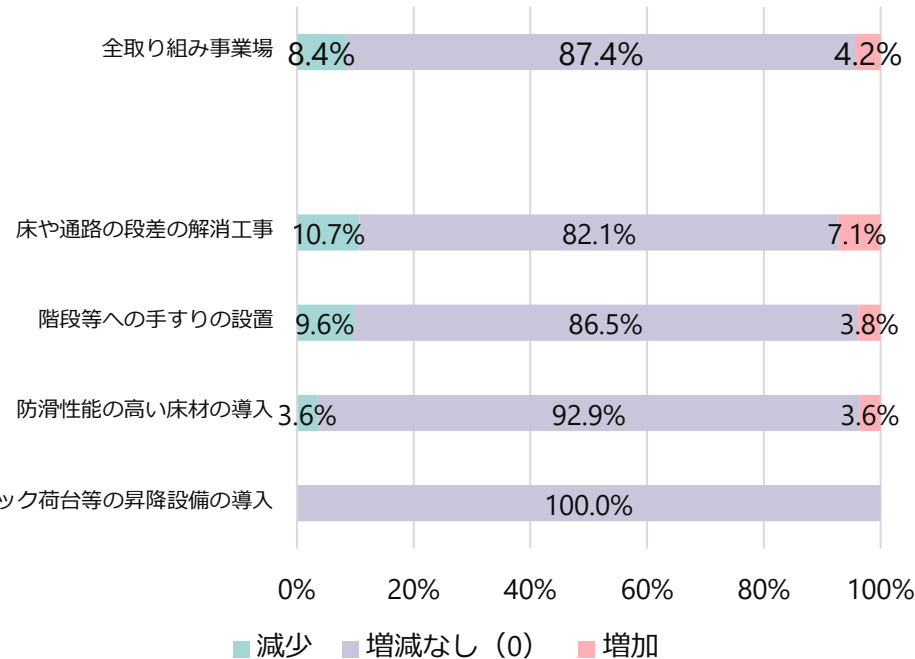
取り組み事業場における申請時から現在までの60歳以上の労働者の増減状況



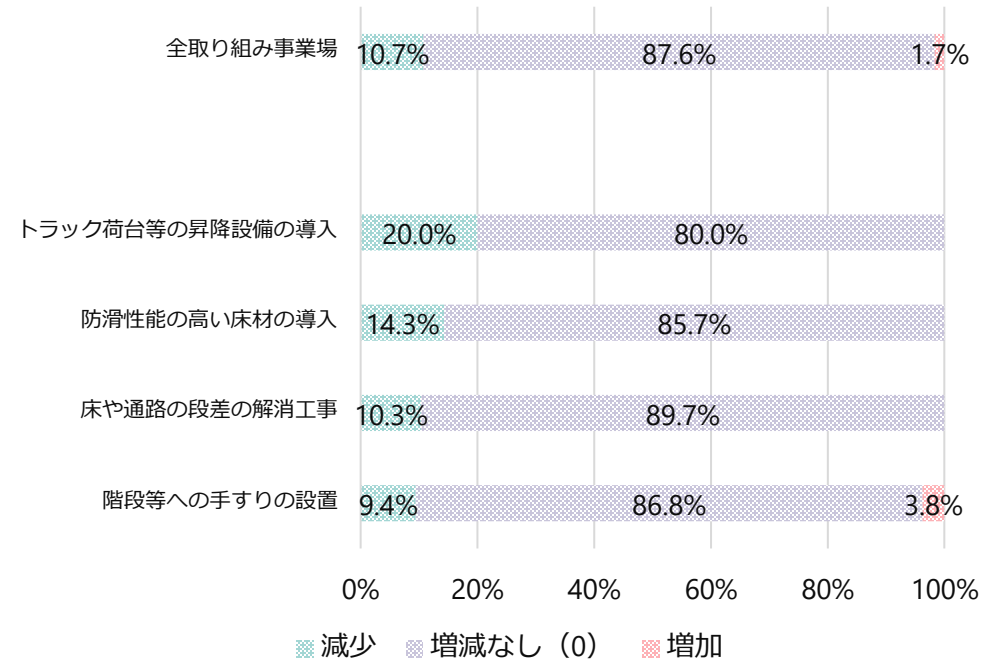
アンケート結果（2）： 申請前後の60歳以上の平均労働災害率の比較

- 補助の申請年以前3年間と、申請年の翌年以降の**60歳以上の平均労働災害発生率を比較**すると、**8.4%の事業場で発生率が減少**した。
- 補助対象となる措置内容別で比較すると、**休業4日以上では、「床や通路の段差の解消工事」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（10.7%）が最も高く、休業4日未満では「トラック荷台等の昇降設備の導入」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（20.0%）が最も高かった。**
- 補助対象後に、（特に休業4日以上）発生率が増加している事業場が一定程度あり、他の要因があったと思われるが、その要因は不明である。

休業4日以上の60歳以上の平均災害率の比較
(主要な補助対象の措置別)



休業4日未満の60歳以上の平均災害率の比較
(主要な補助対象の措置別)



※ 令和5年申請分については、申請年以前と申請翌年が比較できないため対象外としている。
 ※ 60歳以上の平均労働災害率 : 申請年とその直近3年間の60歳以上の労働災害の年平均件数 ÷ 申請年の60歳以上の労働者数
 : 申請年翌年から令和5年までの労働災害の年平均件数 ÷ 現時点の60歳以上の労働者数

アンケート結果（3）： 申請前後でのヒヤリハット事案の増減、労働災害防止意識の状況

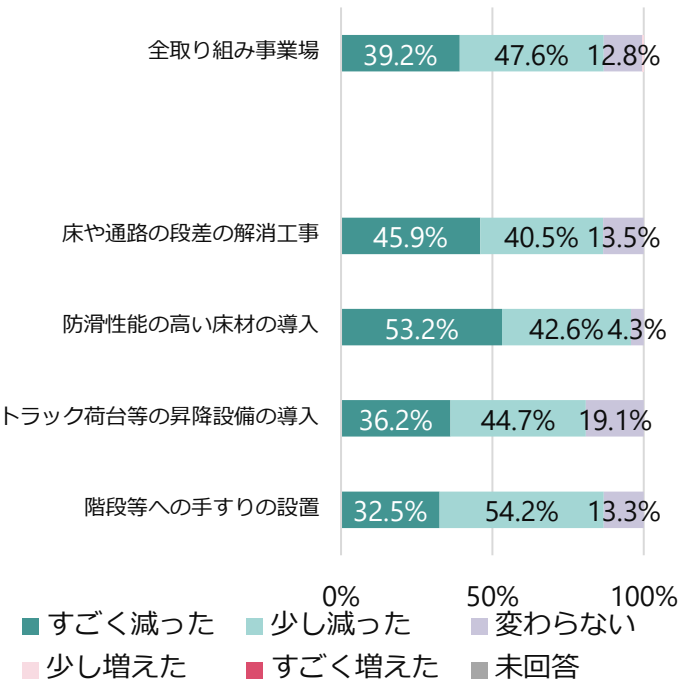
- エイジフレンドリー補助金を活用した後、**86.8%の事業場が、ヒヤリハット事案が減ったと回答し、94.7%の事業場が、安全衛生担当者の労働災害防止に対する意識が向上し、87.7%の事業場が、労働者の意識が向上したと回答した。**
- 補助対象の措置別では、多少のばらつきが見られる。

問1 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、事業場では、**ヒヤリハット事案**（危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった事象のこと）**は減りましたか？**

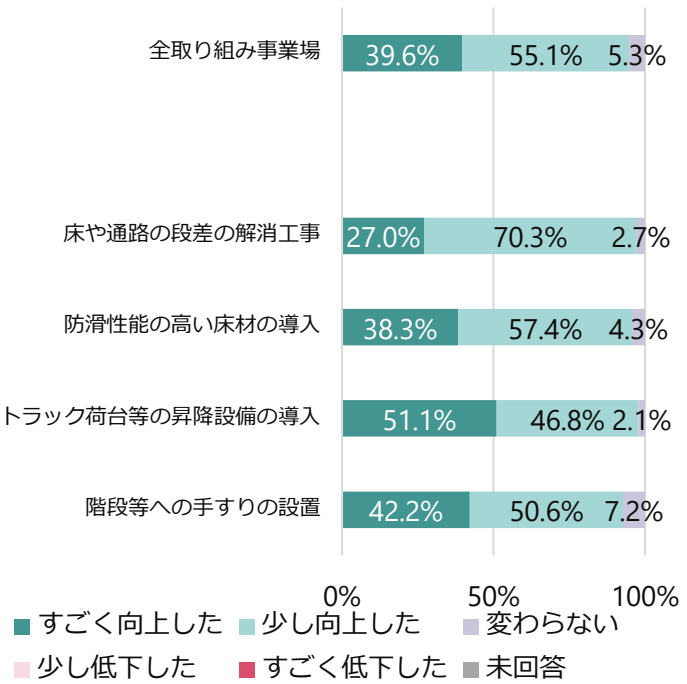
問2 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の安全衛生担当者**（事業主、管理者等）の労働災害防止に対する意識は**向上しましたか？**

問3 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の労働者の労働災害防止に対する意識は向上しましたか？**

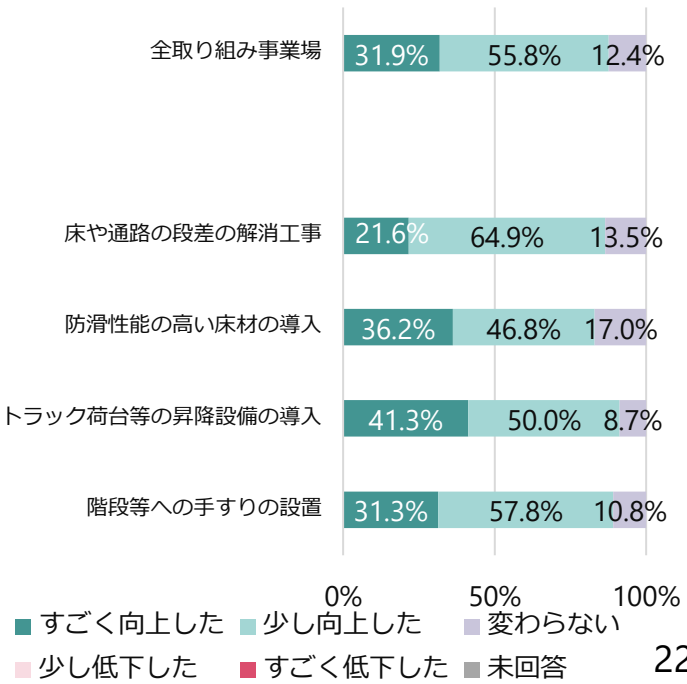
主要な補助対象の措置別回答割合（問1）



主要な補助対象の措置別回答割合（問2）



主要な補助対象の措置別回答割合（問3）



労働安全衛生法の高年齢労働者関係の規定

労働安全衛生法においては、中高年齢者等の労働災害を防止するため、**労働安全衛生法第62条**において、**心身の条件に応じた適正な配置**を行うことを事業者による努力義務として定めているが、それ以外の措置については触れていない

◎労働安全衛生法（抄）

（中高年齢者等についての配慮）

第六十二条 事業者は、**中高年齢者**その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の**心身の条件に応じて適正な配置**を行うように努めなければならない。

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

論点 高年齢労働者の労働災害防止対策の考え方

- **高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加**により、高年齢労働者の**労働災害が増加**している。
- 労働安全衛生法第62条では、措置として「中高年齢者」に対する「**適正な配置**」のみが求められているが、高年齢労働者については、職場環境・作業の改善の取組等を促していくため、**措置内容の範囲を広げる**ことが適当ではないか。
- このため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（**エイジフレンドリーガイドライン**）において求められているような対応※を**企業の努力義務**とした上で、現在のガイドラインについて**法律上の根拠を与える**ことでその**適切かつ有効な実施**を図ることが適当ではないか。

※ 例えば、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の措置